

研修報告

## 1、研修の概要

- (1) 目的 第9期介護保険事業計画、自治体DXをめぐる状況について
- (2) 日時 2024年1月29日～30日
- (3) 場所 日本教育会館
- (4) 主催 自治体問題研究社
- (5) 参加者 前田修

## 2、研修内容

① 1月29日(月) 13時半～16時半

(第一講義)

地方財政対策を中心とした2024年度政府予算の特徴

—————森裕之

(第二講義)

介護保険制度の動向と自治体における改善をめざして

—————日下部雅喜

② 1月30日(火) 9時半～15時半

自治体のデジタル化政策、その概要と基本的課題

—————稲葉多喜生

## 3、所感

特に、第9期介護保険計画の概要と、自治体での改善点を学ぶことと、西尾市における自治体DXの今後の課題については、現代的に極めて重要な講義であり、全国的にも西尾市においても共通する課題として参考になった。

### 介護保険制度の動向と自治体における改善をめざして

西尾市においても、第8期からの基金・繰越金の扱いと、第9期における介護保険料の設定はどうあるべきか、また、9期における事業計画を国はどのように改悪しようとしているか、自治体でとりくむべき改善策は何かを学ぶことが重要であると考えます。

■介護給付費準備基金の性格について

「介護給付費が見込みを下回るなどの場合は剰余金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度に

において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている。」

（国会及び内閣に対する報告（随時報告）|会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書 平成20年5月）

介護保険料の余りを積み立てる「基金」（介護給付費準備基金）は、永続的なものでなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むに当たり取り崩すことを「基本的な考え方」としている。

と、極めて明快なものとなっている。西尾市においても、基金と繰越金は合わせて、次期事業計画に充てるか保険料の引き下げに充てるのは当然であり、議会の論戦にも活用できる視点である。

#### ■第9期介護保険サービスを改悪させないために

介護保険改定にあたり当初狙われた改悪の内容は

- ①利用者負担見直し（2割・3割負担の対象拡大）
- ②要介護1, 2の生活援助サービス等の総合事業移行
- ③ケアマネジメントに利用者負担導入

などであり、これらすべてが実施されるならば、負担増とサービスの切り捨てが同時に強行される「史上最悪の改定」である。しかし、

- ① 1号保険料負担の在り方→次期（第9期）計画に向けて結論を得る
- ② 「一定以上所得」（利用料2割）の判断基準→次期（第9期）計画に向けて結論を得る  
「現役並所得」（利用料3割）の判断基準→引き続き検討
- ③ 補足給付に関する給付の在り方→引き続き検討
- ④ 老人保健施設等の多床室の室料負担→次期（第9期）計画に向けて結論を得る
- ⑤ ケアマネジメントに自己負担導入→第10期計画期間の開始（2027年度～）までに結論を得る
- ⑥ 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方（総合事業移行）→第10期計画期間の開始（2027年度～）までに結論を得る
- ⑦ 被保険者範囲・受給者範囲→引き続き検討

となった。多くの項目で第9期に改悪する計画であったものを、実施させなかったのはよかったが、「第10期までに結論を得る」との項目が多く、介護保険を改悪させない新たな活動が求められていることが明確となった。

## 自治体のデジタル化政策、その概要と基本的課題

2017年度から21年度までの5年間に、マイナンバーカードの紛失・漏洩事案は5万6000件を超えた。最近でも、マイナンバーカードを活用した行政サービスで、システム上のトラブルが相次いでいる。コンビニで他人の証明書が誤交付され、マイナ保険証や公金受取口座で他人の情報がひも付けされるなど、混乱をきわめている。

いずれも個人情報が見えてしまう深刻な不具合だ。個人情報の漏洩は人権侵害問題に直結する。市民を置き去りにして、企業中心の事業へと展開する。こうして、地方行政のデジタル化はデジタル集権制の性格を強め、地方自治の基盤を揺るがす危険性に満ちている。

## ■デジタル化のもたらすもの

### (1) 個人情報保護の脆弱化

「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」ものという個人情報保護法の定義により、この容易性の要件によって個人情報の範囲が狭められる可能性があること。

第三者機関として設置されている「個人情報保護委員会」も警察等には監督権限が及ばず、個人情報の漏洩等による被害についての補償・救済措置も用意されていない。

個人データの利活用を進めるのであれば、EUのように手厚い権利保障と強力な権限をもつ独立した監督機関を設置が必要である。

### (2) マイナンバー利用の拡大

医師、看護師、保育士、税理士等の32の国家資格関係事務がマイナンバー利用事務に追加された。今後も利用対象が税と社会保障に限定されず、行政手続き全般、さらには民間での利用と際限なく拡大される危険性がある。マイナンバー利用事務については、特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要がある。

### (3) 地方自治の弱体化

個人情報保護に関する事務は法定外の自治事務から法定の自治事務に変わる。地方自治体は、これまで個人情報保護条例を設けて、オンライン結合を原則禁止するなど、国の個人情報保護法よりも厳しい独自の規制を行い、住民の権利、プライバシーを守ってきた。いわゆる「上乘せ条例」や「横出し条例」を許容する規定となっているが、条例制定権行使に委縮が生じる可能性もある。

AI等による事務処理の自動化や行政手続のオンライン化が進めば、対面窓口の縮小につながり、ニーズを抱えたりリアルな接点を欠いた自治体は、住民福祉に対する責任ある対応をとる契機を失うことになりかねない。

西尾市においても、今後、検討すべき課題として、個人情報保護のとの関係での「上乘せ」「横だし」の個別的な論点はあるものの、自治体が、それぞれの「区域」の「特性」に応じたデジタル化を目指すために、市民の要求に応じつつ、二元代表制としての役割を持つ地方議会が、条例制定の正当性と可能性を検討すべきと考える。